

令和3年6月22日

国立大学法人東京大学

総長 藤井 輝夫 殿

監事 吉田 民

監事 棚橋 元

## 令和2年度監事監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の国立大学法人東京大学（以下、当法人という）の業務執行について監査致しました。その方法及び結果について以下の通り報告致します。

### 1. 監事の監査の方法及びその内容

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、当法人の監査課と密接な連携のもとに本部並びに部局等において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に係る書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書並びに連結財務諸表につき検討を加えました。

また、役員と当法人との利益相反取引並びに役員の当法人業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて役員から報告を求め調査致しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に係る書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストを適正に示していると認めます。連結財務諸表については当法人及び主要な子会社等の結合された財政状態及び運営状況等を適正に示していると認めます。
- (3) 利益の処分に係る書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 役員の業務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正性を確保するための内部統制システムの整備及び運用は、適正に運営されているものと認めます。
- (8) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

---

（注）上記は、監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。